

## 日本看護管理学会 将来構想委員会 2025 年度報告書

一般社団法人日本看護管理学会は、「看護実践のあらゆる場における看護サービスの発展をめざして、看護サービスの組織的提供の仕組みを社会的諸要因との関係において学術的に追求し、もって人々の健康と QOL の向上に寄与することを目的（定款第 3 条）」として設立され、目的を達成するために、「一 学術集会の開催」「二 会誌等の発行」「三 看護管理学の発展に資する教育・研究の推進」「四 看護の適正評価の推進」「五 看護の質向上に関する事業」「六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業」を行っている。

本学会が「日本看護管理学会将来構想委員会 2018 年度報告書」を取りまとめてから 5 年が経過した。人口の減少や人口構造の変化、単身世帯の増加など社会環境の変化を背景に社会保障改革が進められており、看護サービスの発展や、効果的かつ組織的に看護サービスを提供する仕組みを追求する看護管理学の重要性はますます高まっている。新型コロナウイルス感染症流行や度重なる豪雨災害・地震を経験し、健康危機時に人々の生命と健康を守り、保健医療従事者の活動と心身の健康を支えるために看護管理が極めて重要な機能を担っていることも示された。会員が年々増加し 6,200 人を越えたこと、学術集会の規模が年々拡大していることも、当学会への期待の大きさ、当学会の責任の重さを表しているといえる。

そこで、本学会のこれからの活動指針を明確化するために、2023 年度に将来構想委員会を再設し、同報告書の提言に対する取り組みの進捗状況と現状、課題を整理した上で、定款に定められた各事業について、2040 年を視野に入れた上で 2030 年に向けた将来構想と、構想実現のために必要な取り組みを取りまとめた。

### I. 学術集会の開催

#### 1. 「2018 年度報告書」の提案要旨

##### 1) 学術集会のあり方

学術集会は研究の推進と実践の改革の 2 つが重要な軸であり、研究者と実践者の双方が集まる重要な機会である。そのため、研究と実践をどうつなげていくか、最先端の知見をどのように伝達していくかが重要な課題となる。

- ・ 学会企画として最前線のトピックスを学べるようテーマを設定し、管理者が実践に活用できると考えられる優れた報告や研究を集めてリレーセッションを開催するなどの工夫をする。
- ・ 他学会、他団体とのコラボレーションを推進する。

##### 2) プログラムおよび学術集会の運営

プログラムが豊富で、公募の一般演題およびインフォメーションエクステンジも多くなっている。また、学術集会への参加者が 4,000 人を超えるようになり、開催方法の見直しが必要である。

- ・ 学術集会の会期を 3日間とし、初日に会員総会、インフォメーションエクステンジ、トワイライトセミナー、情報交換会を開催し、それ以外のセッションは 2日目・3日目にしてはどうか。長期化する分、日ごとの

参加費を検討してはどうか。早朝および夜のセッションを開催してはどうか。

- ・ インフォメーションエクステンジの演題応募数が増加していることへの対応として、トワイライトセミナーと同じくインフォメーションエクステンジを別日程として学会主催とすることや、インフォメーションエクステンジの査読を学会で実施することを検討する必要がある。インフォメーションエクステンジの演題数の増加に対応して会場賃貸料が高額となるため、インフォメーションエクステンジ主催者からの費用の徴収を検討してはどうか。口演発表での情報交換の時間が少ないことがインフォメーションエクステンジの演題数増加に関連していると考えられるため、口演の発表時間を延長し、意見交換を充実させるなどの対応も検討する必要がある。

### 3) 発表区分

研究発表、実践報告のいずれも充実した発表とするためには、区分を明確にして、研究と実践報告でセッションを分けるなどの検討が必要である。

### 4) 発表者の基準

発表者もしくは発表者・共同研究者のいずれかが会員であればよいとするか、現行どおり発表者には全員会員であることを義務付けることとするかは、検討が必要である。

### 5) 会員総会

会員総会は参加者が少なく、会員ホームページでの情報提供の充実で代替可能だと考えられる。会員に対する学会のサービスとしては必要であり、参加者が少ないのであれば、開催時間の変更や会場規模の縮小等を検討する必要がある。

## 2. 取り組みの進捗状況・現状

### 1) 参加者数

学術集会参加者数は増加しており、直近 2 年は 5,000 人を超えた。会員と非学会の割合は概ね 6 : 4 であり、いずれも医療機関の看護管理者が大半を占めている。開催会期の 3 年前に学術集会長・開催地を決定し、会場を確保することで、参加者増に対応できている。

- ・ 第 28 回 (2024 年・名古屋／オンデマンド) : 6,400 人
- ・ 第 27 回 (2023 年・東京／オンデマンド) : 5,600 人
- ・ 第 26 回 (2022 年・福岡／オンデマンド) : 4,900 人
- ・ 第 25 回 (2021 年・横浜／ハイブリット) : 4,600 人
- ・ 第 24 回 (2020 年・金沢／オンライン) : 3,900 人
- ・ 第 23 回 (2019 年・新潟) : 4,000 人
- ・ 第 22 回 (2018 年・神戸) : 4,900 人
- ・ 第 21 回 (2017 年・横浜) : 4,800 人
- ・ 第 20 回 (2016 年・横浜) : 4,300 人

## 2) 演題数

演題数（口演・示説・インフォメーションエクステンジ）も増加しており、国内における看護管理者および研究者の管理・政策に関連した研究・実践・情報の発信、ならびに知識の取得や情報交換の重要な場となっている。

## 3) 日程・会期

会場を増やし、オンデマンドを併用することで、2 日程でプログラムを編成できている。

## 4) 発表者の基準

発表者の基準の見直しは行われておらず、一般演題の演者は全員会員であることを求めている。インフォメーションエクステンジについては、企画者・座長、および看護学領域の話題提供者には会員であることを求めているが、看護学領域以外の話題提供者は非会員を認めている。

## 5) 他学会・他団体との連携

医療の質・安全学会、日本医療・病院管理学会と連携し、会員の学術集会参加費の優遇、リレーシンポジウムの開催等が実施されている。

# 3. 課題

- 今後さらに学術集会の参加者数の増加が期待されるため、学術集会の開催準備・運営の健全な遂行を支える仕組みが必要である。
- 学術集会を看護管理者・研究者等の更なる発展に資する場とするためには、研究等の情報の発信と共有をさらに促進する方法の検討が必要である。
- 参加者にとっては 2 日程の方が参加しやすく、オンデマンドを併用して 2 日程で多くの演題を組むことが望まれる。

# 4. 将来構想（2030 年度）

- 1) 本学会学術集会が看護管理者・研究者の国内最大の研究発信・交流の場として安定的に開催され、さらなる発展を図る
- 2) 本学会学術集会が看護管理者・研究者等のさらなる発展に資する場となる

# 5. 将来構想に向けて必要な取り組み

- 1) 看護管理者・研究者の国内最大の研究発信・交流の場としての安定的な開催と発展ができる体制づくり

本学会の発展および社会への貢献の観点から、看護管理者および研究者の管理・政策に関連した研究・実践・情報を発信し共有する場である学術集会の参加者の増大は好ましい姿である。大規模化する学術集会の健全な運営・開催を支えるために以下を実施する。

## (1) 開催会期 3 年前の学術集会長・開催地決定の継続

- ・ 大規模な学術集会の開催が可能な会場を有する都市が限られ、早期の会場予約（最低 3 年前）が必須となっているため、開催会期の 3 年前に学術集会長・開催地を理事会で決定する現体制を継続する。

- ・ 開催地は学術集会長の所属機関の所在地域に限らなくてよいこととする。
- ・ 3 年前に学術集会長の内諾を得ることや会場確保が困難な状況が続いた場合は、4 年前に学術集会長を内定することを検討する。

## (2) 自然災害等による開催中止等に対する補償

- ・ 自然災害等で開催が困難になった場合の対応を当該学術集会長のみで判断することは負担が大きいため、予め、開催中止時のシミュレーションを行い、判断基準や中止時の対応に関するマニュアルを作成する。

## (3) 学術集会長への支援体制

- ・ 3 年分の学術集会長を業務執行理事として（定款第 38 条により理事の 3 名以内と規定）、3 年の準備期間の中で理事会より諸支援を受ける体制を継続する。業務執行理事に就任予定の学術集会長が評議員の互選により理事候補者に選出（定款第 24 条第 5 項第 1 号）された場合は、指名により理事候補者を選出し（定款第 24 条第 5 項第 2 号）、理事数を確保する。
- ・ 理事会では、学術集会長の裁量や学術集会の独自性を最大限に尊重しながら、運営について協議し、運営の健全性を担保する。
- ・ 学会事務所は、学術集会長に対し、準備スケジュールや会計の進め方について助言する。
- ・ 学会事務所は、学術集会委託先のコンベンション会社と連携する。

## 2) 看護管理者・研究者等の更なる発展への寄与する仕組みづくり

### (1) 情報発信と共有をさらに促進するための基本ルールの策定

- ・ 現地＋オンデマンド開催を基本とする。学術集会は学術集会参加費により開催されているため、オンデマンドの配信対象は学術集会参加者とする。現地参加者および収益を確保するために、オンデマンド配信のみの低価格の参加費設定は行わない方針を継続する。
- ・ 混乱を避けるために、オンデマンド配信対象プログラムの基本範囲や配信期間を定めることを検討する。
- ・ 学術集会の講演等を会員専用ページにアーカイブ化することについて、学術集会参加者との公平性、学会からの資金援助（アーカイブ化を前提に学会からも謝金支給するなど）について検討する。
- ・ 会場の規模に応じた演題の絞り込みが必要であり、インフォメーションエクスチェンジについては要件を明確化し、意見形成型（次のステージに向けて意見集約）、交流型（ワークショップ・グループワーク）を基準として打ち出し、基準に合わない場合は一般演題への切り替えを依頼する方針を示す。
- ・ 一般演題はできる限り採択する方針を維持し、会場規模に応じて、口演から示説への切り替えを依頼する。

- ・ 演題数の増加に応じて、座長を確保するための新たな仕組みを検討する（若手への依頼など）。
- ・ 協賛企業が不利益とならないよう、非協賛企業との共同発表は口演・示説を基本とし、インフォメーションエクステンジへの応募は慎重に審査する。

(2) **若手の看護管理者・研究者の発展への寄与**

- ・ 最新の看護管理・政策関連の研究動向を紹介するプログラムや、研究方法論に関するプログラムを組み込む。
- ・ 若手の看護管理者・研究者のキャリア形成に関する情報を共有できる場を設ける。
- ・ 若手の看護管理者・研究者に査読者や座長を務める機会を提供する。

(3) **看護管理・政策に関連した実践コミュニティや研究コミュニティの形成支援**

- ・ マネジメント領域におけるエビデンス生成・活用に主軸をおいた看護管理者・研究者との交流の場／プログラムを設ける。
- ・ 看護管理者・研究者と政策担当者との交流の場／プログラム（政策 이슈をテーマにしたリレーセッションなど）を設ける。
- ・ マネジメント・政策等の関連学会との合同セッションを増やす。

## 6. 担当理事・委員会等

1) **委員会**

- ・ 学術集会企画委員会

2) **部会の設置**

各事業を推進するために、理事会からの諮問に応じて調査・検討し答申する以下の部会を学術集会企画委員会の下に設置する。会の円滑な設置と運用に向けた取り組みは、「VI. その他この法人の目的を達成するために必要な事業」の将来構想参照。

(1) **自然災害等による学術集会開催中止マニュアル策定検討部会（仮）**

委員会の下に部会を設置し、理事会の諮問を受けて、自然災害等で学術集会の開催を中止する場合の判断基準や対応のマニュアルを策定する。

策定したマニュアルは、次期将来構想策定のタイミングで見直すこととする。

(2) **学術集会基本ルール策定検討部会（仮）**

委員会の下に部会を設置し、理事会の諮問を受けて、下記を含む学術集会の基本ルールを策定する。部会員には学術集会企画委員を含むこととする。

策定したルールは、次期将来構想策定のタイミングで見直すこととする。

- 一般演題の共同研究者の会員資格要件の見直し
- オンデマンド配信対象プログラムの基本範囲の決定
- 講演等のアーカイブ化についての検討（学術集会参加者との公平性、学会からの資金援助の適否）

- 抄録の著作権、発表資料の著作権の取り扱いの整理
- インフォメーションエクステンジ要件の明確化
- 座長・査読者を確保するための新たな仕組みの検討（若手への依頼の推進）
- 協賛企業が不利益とならないよう、非協賛企業との共同発表は口演・示説を基本とするルール of 明確化（インフォメーションエクステンジでの応募は慎重に審査）

## II. 会誌等の発行

### 1. 「2018 年度報告書」の提案要旨

第1巻1号から第19巻第2号に掲載された論文数は、原著68件、報告76件、資料45件、論点等45件の計234件となっている（年間平均12.3件）。

投稿から査読、公表までの時間を要しており、会員へのサービスの低下により投稿数の減少に拍車をかけることが懸念される。本課題の解決にむけ、会誌は電子ジャーナル化し、WEB 査読システムの導入がなされた。本システムが順調に稼働すれば作業工程時間の短縮が期待されるが、引き続き以下に取り組む必要がある。

- ・ 編集委員会の活動頻度など運営の仕組みを見直す。
- ・ 編集事務局体制を強化し必要な人員を確保できるような予算配分をする。
- ・ 理事会で査読経過（受付件数、査読進行件数等）を報告する。
- ・ 投稿者自身が WEB 上で査読経過を確認できるようなシステムをつくる。

### 2. 取り組みの進捗状況・現状

編集体制の大きな変更はないが、WEB 査読システム導入により査読期間が短縮され、投稿者自身も査読経過の確認が可能となっている。しかし、査読者の確保が難しい状況が続いている。

#### 1) 投稿および掲載本数

投稿件数が増え、年間の掲載本数が増加している。

- ・ 投稿 50～56 件／年
- ・ 採択 16～25 件／年

2024 年 原著 7 件、資料 9 件

2023 年 原著 12 件、実践報告 2 件、総説 1 件、資料 10 件

2022 年 原著 9 件、実践報告 2 件、総説 1 件、資料 8 件

#### 2) 査読日数

Web システム（レタープレス・杏林舎）導入により平均査読期間 129 日に短縮した。

### 3) 査読者

社員（評議員）を中心に専任査読委員が96人いるが、査読の辞退があり、査読者の選任に時間を要することがある。

## 3. 課題

- 大学院進学者が増加しており、さらなる投稿数の増加に対応できる体制が必要である。
- 和文論文は国際誌で引用が認められないことが一般的で、レビューの対象からも除外されることから、英文での発表を望む会員が今後増えることが見込まれる。
- 学術集会でのインフォメーションエクステンジの増加、例会やセミナーでの事例報告の増加から、実践報告のニーズはあると思われるが、学会誌への実践報告の投稿・掲載は少ない。
- 科学への信頼を守るために、学術誌により高い公正性が求められるよう変化しており、その対応が求められる。

## 4. 将来構想（2030年度）

- 1) 看護管理学分野の学術雑誌として高い信頼を得る
- 2) 看護管理学に関する研究論文の発表の場として第一選択される（年間30件以上採択）
- 3) 先駆的取り組み事例や関心の高い実践事例の報告の場として選択される（年間5件以上採択）

## 5. 将来構想に向けて必要な取り組み

- 1) 看護管理学分野の学術雑誌として高い信頼の獲得
  - (1) 医学雑誌編集ガイドラインなど学術団体としての規範に沿った編集・出版  
医学雑誌編集ガイドライン等を参考に定期的に投稿規程、および、編集・出版のプロセスを見直す。
  - (2) オープンサイエンスや研究データのオープン化に関する議論の開始  
オープンサイエンスやオープンデータの利用について会員に学習機会を提供する。また、研究データのオープン化について、本学会の対応の議論を開始する。
- 2) 看護管理学に関する研究論文の発表の場としての魅力の向上
  - (1) 迅速な審査と積極的な採択
    - ・ 「平均査読期間（最初の投稿から受理での平均日数）」「最初の判定（不採択か査読に回すか）までの平均期間」を公表する。
    - ・ 投稿数が増えても迅速な対応を維持できるよう体制を強化する。
      - 編集委員の増員を可能とする
      - 編集委託先による査読前のフォーマットチェックを徹底する
      - 会員から広く募り、専任査読委員を増員する
      - 査読の諾否の返答期限を短縮する
    - ・ 研究の限界・バイアスを論理的に言及しているなど、一定の水準を満たせば「原著」として積極的に採択する。

(2) 質の高い査読による質の高い論文の保証

- ・ 要件（以下のいずれかを満たす等）を設けた上で、会員からも広く専任査読者（無償）を募集する。
  - 過去5年以内にピアレビュー誌に筆頭研究論文1件以上採択
  - 過去5年以内にピアレビュー誌に共著研究論文3件以上採択
  - 博士号取得者（分野を問わない）
- ・ 統計手法など研究手法に応じて専門家に査読を依頼できる体制（非会員には謝金支給）を積極的に活用する。
- ・ 査読者対象セミナーを開講する。
- ・ 査読者表彰の対象数を拡大する。

(3) 英文での発表を選択可とするか検討

当面は審査に関するやりとりは和文とした上で英文での発表も可能とするかを検討する。

3) 先駆的取り組み事例や関心の高い実践事例の報告の奨励

(1) 実践報告の積極的な募集

- ・ 動画、ポスター等を用いて学術集会、HP、郵送物等で積極的に広報する。
- ・ トピックス（DX、働き方改革など）を提示して募集することを検討する。

(2) 実践報告の表彰開始

- ・ 実践報告の表彰について、候補の募集方法や選考方法について検討する。

(3) 実践報告の積極的採択

- ・ 実践報告の査読の在り方を検討し、専任査読委員に周知する。

6. 担当理事・委員会等

1) 委員会

学会誌編集委員会

2) 部会の設置

(1) 英文論文対応検討部会（仮）

学会誌編集委員会の下に部会を設置し、理事会の諮問を受けて、英文論文を審査する仕組みやその実現可能性について検討する。

(2) グッドプラクティス集積・分析・普及・表彰のための体制検討部会（仮）

「V. 看護の質向上に関する事業」を参照。



### III. 看護管理学の発展に資する教育・研究の推進

#### 1. 「2018 年度報告書」の提案要旨

##### 1) 教育

教育委員会により、看護管理に関する教育内容と教育方法の検討、看護基礎教育における看護管理学教育の標準化の検討に取り組み、看護管理者を対象とした看護管理に関する研修プログラムの作成・実施を行ってきた。

将来に向けては以下の課題がある。

- ・ 学会のミッションに基づき、看護基礎教育から卒後教育、現任教育にわたる看護管理学の体系化を研究開発し、提言する必要がある。
- ・ アカデミックな知見に基づき、現任の看護管理者に直接役立つプログラムやガイドラインを検討し提供する。
- ・ 知識供給型の日本看護協会認定看護管理者制度との整合性を考慮し、高度看護管理実践にむけた本学会独自の看護管理者認証制度を構築する。
- ・ 学会の事務局機能として生涯学習プログラムを発信できるシステムを構築する。

##### 2) 研究

学術活動推進委員会により、研究助成や例会開催支援、看護管理関連用語集編纂等を通じて、会員の研究活動の推進や看護管理学に関する新しい知識の普及、研鑽機会を提供してきた。また、各委員会が喫緊の課題に関して情報収集を行い、学術集会インフォメーションエクステンジ等で課題の把握や会員相互の交流の推進を行ってきた。しかし、看護管理学に関する国内最大規模の学術団体として社会的責任を果たし、人々の健康と QOL の向上に寄与するためには、会員や他の学会・組織と課題に応じて連携しながら、学会としてエビデンスレベルの高い学術的知識の生成に取り組む必要がある。

従来の研究助成とは別に、特定の課題研究（プロジェクト研究）として、学会による主体的な研究を展開していくことが望まれる。

プロジェクト研究の成果物は、本学会が、良質な看護サービスの提供に必要な知識の普及啓発活動や、看護管理実践ガイドラインの策定を進める際に利用する。さらに、良質な看護サービスの提供を持続可能とする基盤を構築するために、診療報酬や政策としての提言を行う根拠として利用することが期待される。プロジェクト研究のテーマを設定する際は社会的諸課題の把握と検討が不可欠であり、本学会の「政策に関する取り組み」と連動させる必要がある。

##### 3) 情報発信の推進

看護管理に関する取り組みや制度・政策について、情報発信を円滑にできるよう、ホームページの整備や、各委員会の活動や成果発信のサポートを行う事業は不可欠である。今後も委員会において、発信すべき情報についての検討を行い、学会の広報のみならず、学術情報の発信の推進を図ることを提案する。

## 2. 取り組みの進捗状況・現状

### 1) 教育

看護管理学の体系化に向けた取り組みは途上である。また、学会として、研究成果をもとに「ガイドライン」を確立して看護管理者に提供する活動は行っていない。

教育委員会では、看護管理者に必要なコンピテンシーを向上させる研修プログラムを開発し、2014 年より継続して提供している。2023 年度よりプログラム評価研究を実施し、研修修了者を対象にしたアドバンストコースの開講も予定している。しかし、教育委員会委員が研修プログラムの提供も担う体制は委員の負担が大きく、事務所機能の強化が求められる。

また、コンピテンシー研修修了者へは研修修了認定を行っているが、高度看護管理実践ができる看護管理者を本学会が独自に認証する制度については、理事会での議論が不十分で、方針が定まっていない。制度の主旨や他団体の類似制度との差別化、認証要件や認証要件に到達するためのプログラム構成等について、議論を深める必要がある。

### 2) 研究

学会の例会開催助成事業により、全国 7 か所での例会を毎年開催している。新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン開催が主流となり、遠方からも気軽に参加できるようになったことで、参加者の増加や満足度の向上につながっている。

研究助成については、毎年 2 題の新規研究助成（年間 30 万円×2 年間）を継続している。2 題を超える申請が続いたため、2025 年度より新規採択件数を 3 題に増やした。申請を支援するため、2024 年度は学術集会インフォメーションエクステンションにおいて応募書類および研究計画書作成の説明・相談対応を実施している。助成金については、研究者が有効に利用できるよう、予算支給は単年度毎だが、執行は研究期間内に変更した。助成金の使途の制限についての問い合わせがあり、今後検討が必要だと思われる。

看護管理用語集事業については、2013 年に初版、2016 年に第 2 版、2021 年に第 3 版を発行した。

プロジェクト研究としては、学会として厚生労働省から 2021 年度に「新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント研修実施事業」、2022・2023 年度に「危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業」の委託を受け、専門委員会を設置して実施した。

### 3) 広報・学術情報の推進

広報活動ではホームページの更新や研修システムの整備が進んだ。学術情報については、ホームページ「資料・情報」に学会の調査結果や成果物を掲載しているが、体系的な整理や今後の方針の検討は十分でない。

## 3. 課題

- 看護管理学を専門とする学術団体として、看護管理学を体系化し、看護管理学のフ

フレームワークを提示することが求められる。これにより、フレームワークに位置付けながら、本学会が開発してきた知のコンテンツや現場に役立つ看護管理学の知見の提供・蓄積が可能になり、探しやすく活用しやすいマネジメントの知見集（道具箱）を提供できる。また、現在提供しているコンピテンシー研修の位置づけもより明確になる。

- 高度看護管理実践ができる看護管理者を認証する制度について、制度の目的や主旨、他団体の認証制度との差別化、認証要件や認証要件に到達するためのプログラム構成等について議論を深める必要がある。
- 現場の課題に対して学術的に調査・研究を実施し、政策提言につなげるようなプロジェクト研究を実施できる仕組みが必要である。
- 現場で起きている新たな課題について速やかに調査し情報発信する仕組みが十分でない。例えば、看護管理者のセカンドキャリアの選択肢の提示や定年後の看護管理者が力を地域で活かすための環境整備や準備学習などについて、議論や検討を進める必要がある。
- 会員の研究支援をさらに強化するために、研究助成の在り方を研究助成規模の拡大を含めて検討する必要がある。
- 会員の研究支援として、被験者を募集している研究者と研究への参加を検討している臨床家をつなぐ仕組みを構築する。また、共通する課題を持った研究者がつながる機会を提供する。
- 委員会活動を支援するため、事務所機能の強化が必要である。また、効率的な運営のため、オンラインの研修管理システムの充実が求められる。

#### 4. 将来構想（2030 年度）

- 1) 「看護管理学」が看護サービスの組織的提供の仕組みを学術的に追求し、人々の健康と QOL の向上に寄与する学問として広く認知される（プレゼンスを高める）
- 2) 看護管理学の学術知・実践知の共有と活用を推進する仕組みを構築する
- 3) 会員による看護管理学研究の実施を支援し推進する
- 4) 看護管理者に看護管理実践において必要な能力を身につける機会を提供する
- 5) 看護管理の課題について速やかな情報収集・情報共有・知の形成ができる仕組みを構築する

#### 5. 将来構想に向けて必要な取り組み

- 1) 看護管理学の知を集積し活用を推進するための、看護管理学のフレームワークの提示（看護管理学の体系化）
  - ・ プロジェクト研究として、看護管理学の体系化を行い、看護管理学のフレームワークを提示する。
  - ・ フレームワークに位置付けながら、本学会が開発してきた知のコンテンツを整理する。
  - ・ フレームワークに位置付けながら、現場に役立つ看護管理学の知見を提供・蓄積できるよう、ホームページの構成について検討する。

## 2) 看護管理者・次世代看護管理者に多様な学習機会の提供

- ・ 例会、コンピテンシー研修をより円滑に運営できるよう、事務所体制の強化やオンラインシステムの改修を進める。
- ・ コンピテンシー研修については、委員会とは区別して提供できる体制を導入する。
- ・ 例会、あるいはその他の研修機会で、新たな課題をタイムリーに積極的に取り上げる。

## 3) 高度看護管理実践ができる看護管理者認証制度に関する議論の開始

- ・ 高度看護管理実践ができる看護管理者を認証する制度について、制度の目的や主旨、他団体の認証制度との差別化、認証要件や認証要件に到達するためのプログラム構成等について議論を開始し、学会としての方針を明確にする。

## 4) 会員の研究活動の推進・支援

- ・ 看護管理学研究の推進のために必要な知識・方法論を学ぶ場を提供する（医療ビッグデータやオープンデータの活用、様々な研究手法など）。
- ・ 会員の声を聞きながら、研究助成の在り方（規模や用途を含む）を適宜見直す。
- ・ 学会ホームページ、あるいは会員ページに、研究者が研究参加者の募集を掲載できる仕組みを構築する。

## 5) ホームページのさらなる充実

- ・ 学会がどのターゲットに訴求したいかを明確にし、それに沿った広報活動を展開する。
- ・ 広報活動の具体的な方向性を決め、学会の目的に沿って、会員だけでなく、社会に対して看護管理の重要性を発信する方法を議論する。
- ・ 看護管理学のフレームワークに基づきながら、看護管理学の知見を整理・蓄積・発信できる構成を検討する。
- ・ 教育委員会や倫理委員会など他の委員会メンバーや若手研究者・大学院生、現場の看護管理者も加わって、広報や学術情報の蓄積・発信、ホームページの在り方を検討する。

# 6. 担当理事・委員会等

## 1) 委員会

教育委員会

学術活動推進委員会

広報・学術情報委員会

## 2) 部会の設置

### (1) 看護管理学の体系化検討部会（仮）

教育委員会の下に部会を設置し、理事会の諮問を受けて、看護管理学を体系化し、看護管理学のフレームワークを提示するための調査・研究を実施する。

(2) **高度看護管理実践ができる看護管理者認証制度検討部会（仮）**

教育委員会の下に部会を設置し、理事会の諮問を受けて、高度看護管理実践ができる看護管理者を認証する制度について、制度の目的や主旨、他団体の認証制度との差別化、認証要件や認証要件に到達するためのプログラム構成等について検討する。

(3) **コンピテンシー研修部会（仮）**

教育委員会の下に部会を設置し、教育委員会の方針に従って、コンピテンシー研修を提供する。

## **IV. 看護の適正評価の推進**

### **1. 「2018 年度報告書」の提案要旨**

看護の適正評価に関する検討委員会により看護実践現場の実態調査が行われ、その結果を踏まえて看護サービスの適正評価に関する提言を行ってきた。

学会の目的を遂行するために、看護サービスの組織的提供の仕組みに関する様々な政策過程が進行していることについて情報収集し、優先課題を明確にして政策過程に参画する必要がある。また、看護サービスの組織的提供の仕組みに関するパブリックコメントをタイムリーに発信する必要がある。

今後は政策に関する取り組みを行う委員会を設置し、現在の社会情勢・看護を取り巻く課題について取り上げ、検討・発信することを提案する。また、看護系学会等社会保険連合（看保連）との連携を推進する必要がある。

### **2. 取り組みの進捗状況・現状**

看護の適正評価に関する検討委員会は、診療報酬ならびに介護報酬に関する看護の適正評価および適正活用についての活動を行うことを目的に、調査・研究ならびに情報の発信を行ってきた。2021 年以降は、外来看護を焦点に調査を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で調査活動が制限された。しかし、学術集会インフォメーションエクステンジを活用した情報発信を継続している。

また、看保連との連携推進のため、2021 年以降は委員会に看保連の活動に詳しい委員を入れている。

診療報酬および介護報酬に限らず、幅広く保健医療福祉政策に関する活動を行うため、2023 年度に委員会規程を改定し、委員会の目的を「政策の観点から看護の適正評価および適正活用に資する活動をする」とした。しかし、診療報酬および介護報酬に限らず、政策の観点からの活動を、2 年という理事及び委員の任期の中で行い、成果を上げることには困難がある。

### **3. 課題**

- 保健医療福祉政策に関連する厚生労働省等の政府の審議会の議論等を注視し、施策の文脈に沿いながら、医療計画の見直しの動向や診療報酬・介護報酬改定などの政

策サイクルを踏まえて、看護の適正評価の推進も含めた学会活動の全体的な工程表を策定し、短期的な視点と中長期的な視点で構想を描き、学会から提言を発信できるような活動が望まれる。

- 日本看護協会や厚生労働省の施策の方向性について議論できる場として機能し、ビジョンや方向性の形成に関与していくことが望まれる。看保連や日本看護協会等との意見交換や連携も重要である。
- 政策過程に関与するためには、本学会からイシューを出し、各学術団体での検討を促すことやロビー活動も視野に入れる必要がある。
- 診療報酬・介護報酬制度や政策過程に関与するには、役員の任期の制約を受けず、中長期的なビジョンに基づいて課題を設定し、必要な資金や人員体制を得て、調査・研究ができる体制が必要である。
- 一方で、診療報酬・介護報酬制度の改定が現場に与えた影響や、新たな現場の課題をいち早く抽出し、情報共有し、対応検討する仕組みも必要である。

#### 4. 将来構想（2030 年度）

- 1) 関係団体との意見交換や発信を強化し政策過程に参加する
- 2) 施策の方向性や他団体の動向を踏まえ、中長期的ビジョンに基づいて、取り組むべき看護の適正評価に関する課題を設定する
- 3) 委員の任期に縛られず政策的観点から調査・研究を実施し、成果につなげることができる体制を構築する

#### 5. 将来構想に向けて必要な取り組み

- 1) 関係団体との意見交換や発信の強化による政策過程への参加

まずは政策動向に関する定例の勉強会・意見交換会から開始する。

- ・ 新設された診療報酬・介護報酬の主旨を理解し、獲得を推進するための解説・セミナーを開催する。
- ・ 地域の医療計画を理解し、地域の医療計画に参画できる看護管理者を育成するためのプログラムを検討する。
- ・ 地域の多様な医療資源とつながる方法を提供する。

- 2) 政策サイクルや施策の文脈に沿った看護の適正評価に関する課題の設定

- ・ 診療報酬・介護報酬改定の影響を調査し、今後取り組むべき課題を見出す。
- ・ 現場の中長期的課題をデルファイ法などで調査する。
- ・ 会員調査により、既存の診療報酬・介護報酬の適正性（加算などの費用対効果、投資対収益など）を調査する。
- ・ 卓越事例の調査により、潜在的な診療報酬・介護報酬や公的助成金の対象となりうる活動・体制を把握し提案する。

- 3) 委員の任期に縛られず政策的観点から活動し成果を出せる体制の構築

- ・ 中長期的ビジョンに基づき政策過程に関与できるよう、課題や目的に応じてプロジェクトチーム（部会）を置いて、調査・研究から政策提言ま

での一連の過程を実施できる体制を構築する。

- ・ 看護の適正評価に関する検討委員会と部会との役割分担と連携の在り方について検討する。

## 6. 担当理事・委員会等

### 1) 委員会

看護の適正評価に関する検討委員会

### 2) 部会の設置

#### (1) 看護の適正評価の推進体制検討部会（仮）

看護の適正評価に関する検討委員会の下に部会を設置し、理事会の諮問を受けて、今後、看護の適正評価に関する中長期的課題を設定する方法、および、役員の任期に制約されずに課題に取り組み、調査・研究から政策提言までの一連の過程を実施する体制について検討する。また、その体制における、理事会や看護の適正評価に関する検討委員会の役割、スケジュールの設定方法を明確にする。

## V. 看護の質向上に関する事業

### 1. 「2018 年度報告書」の提案要旨

#### 1) 優れた看護管理実践の集積・周知

優れた看護管理実践を集積し周知するため、グッドプラクティスのデータベースを作成し、データベースの中からグッドプラクティス賞を選出するシステムの運用開始が望まれる。

#### 2) 災害時の看護管理に関する知見の集積

近年、地震、津波、水害などの災害が発生しており、災害医療の必要性が高まっている。災害時の看護管理については、災害に関する看護管理推進委員会が2017年に設置されたばかりであり、今後の活動状況を見ながら方針を確認する必要がある。

#### 3) 臨床倫理・研究倫理

倫理委員会により臨床倫理および研究倫理について検討してきた。研究倫理については、構築した研究倫理審査の仕組みを広報・周知する必要がある。臨床倫理については、検討したことを随時発信し、参照できるようにする必要がある。また、問題となるような倫理的な事案が発生した場合に、速やかに学会としての意見を発信することが望ましい。

### 2. 取り組みの進捗状況・現状

#### 1) 優れた看護管理実践の集積・周知

学会誌、学術集会の発表区分に「実践報告」を設け、論文の構成や倫理的配慮の基準を研究報告と実践報告とで区別し、実践報告を奨励している。また、学術活動推進委員会が支援する例会において、優れた看護管理実践事例が紹介されている。しかし、グッドプラクティスの集積・共有の推進を担う組織が設置されておらず、参照できる形での集積は行われていない。

## 2) 災害時の看護管理に関する知見の集積

災害に関する看護管理推進委員会では、「災害に関する看護管理お役立ち情報メール便」「2023 年度病院における防災訓練に関する実態調査報告書」など過去の成果物を学会ホームページに掲載している。

厚生労働省から 2021 年度に「新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント研修実施事業」、2022・2023 年度に「危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業」の委託を受け、専門委員会を設置して実施した。その成果物は学会ホームページに掲載している。

## 3) 研究倫理・臨床倫理

研究倫理審査の申請が出されるようになり、規程に従って審査を実施している。自施設の研究倫理審査機関で審査不要と判断された研究計画の審査依頼が複数あったため、審査を必要とする倫理的問題はないと自施設で判断された研究計画は学会の審査対象外とすること、学会の研究倫理審査は訪問看護ステーションなど自施設に研究倫理審査機関がない会員への研究支援を目的としていることを確認した。

臨床倫理については、学術集会インフォメーションエクステンジやセミナーにおいて問題提起や学習機会を提供している。新型コロナウイルス感染症流行期には学会としての声明を発表した。

## 3. 課題

- 学会の目的は、「看護実践のあらゆる場における看護サービスの発展をめざして、看護サービスの組織的提供の仕組みを社会的諸要因との関係において学術的に追求し、もって人々の健康と QOL の向上に寄与すること」であり、看護サービスの組織的提供の仕組みをよりよくすることで看護の質を高めた実践（看護管理実践）をグッドプラクティスとして集積し、参照可能とすることが望まれる。また、グッドプラクティスを積極的に評価・表彰し、普及することも望まれる。
- 昨今の急速な社会変化の中において、様々な地域や施設で喫緊の課題に対して新たな看護管理実践が行われており、その中には、他の地域や施設で応用できるものがあり、社会全体の課題解決を早められる可能性がある。学術的な観点から看護管理実践のグッドプラクティスの分析・研究に取り組むことが求められる。
- 問題の症状ではなく、問題を生み出している根本的な原因を解決することで、看護の質向上に持続的に貢献できるよう、構造や習慣、マインドセットや政策、ルールや力関係を変えるような看護管理の研究や実践が求められる。
- 災害時の看護管理については、他団体の動向も見ながら、引き続き取り組み、有事の際に活用できる知見の提供や備えの推進に寄与することが求められる。
- 研究倫理・臨床倫理については、引き続き学習機会を提供し、会員の倫理的実践を支える必要がある。



#### 4. 将来構想（2030 年度）

- 1) 看護管理実践の質向上に寄与するため、優れた看護管理実践（グッドプラクティス）の集積・分析・表彰を開始する
- 2) 社会の変化に応じて、部会やプロジェクトチームを設置して、新たな事業を展開する

#### 5. 将来構想に向けて必要な取り組み

##### 1) 優れた看護管理実践（グッドプラクティス）の集積・分析・表彰

- ・ 「看護サービスの組織的提供の仕組み」をよりよくすることで、「看護サービスの発展」や「人々の健康と QOL の向上に寄与」した事例をグッドプラクティスとして集積する事業を開始する。
- ・ グッドプラクティスの集積・分析・表彰事業検討部会を設置し、グッドプラクティスを収集する仕組みとデータベースの作成、データベースの参照方法の検討を行う。また、グッドプラクティスのデータベースを用いた学術的研究を可能とする仕組みを検討する。さらに、他の賞（論文表彰等）との整合性を確認しつつ、グッドプラクティス表彰制度の確立に取り組む。グッドプラクティスの集積やデータベースの運用、表彰事業を担う常設委員会の設置について検討する。

##### 2) 社会の変化に応じて委員会等の役割を見直しながら事業の展開

###### (1) 新たな事業を開始できる体制

社会の動向に応じて、新たな課題にタイムリーに取り組むことができるよう、必要に応じて、委員会の下に部会を設置する。

###### (2) 災害時の看護管理や災害への備えに関する知識の発信、および、システム化・ネットワーク化の支援

- ・ 看護サービス提供機関における災害に対する平常時の備えやシステム化を促進する。
- ・ 災害に関する看護管理を推進する。
- ・ 災害に関する看護管理の経験の学術的・実践的知識を構築し参照できるようにする。
- ・ 災害に対する備えやシステム化等を検討し促進する。
- ・ 災害に関するネットワークづくりを支援する。
- ・ 災害に関する看護管理の情報を発信する。

###### (3) 看護管理に関する臨床倫理・研究倫理の問題の把握と解決に向けた取り組み

- ・ 看護管理者が看護管理実践および調査や研究における倫理問題を認識し、倫理的意決定ができるように支援する。
- ・ 研究倫理審査会を組織化し、研究倫理審査の実施を継続する。
- ・ 倫理に関する看護管理の経験の学問的、実践的知識を構築する。
- ・ 倫理に関する看護管理の情報を発信する。

## 6. 担当理事・委員会等

### 1) 委員会

倫理委員会  
災害に関する看護管理推進委員会  
(連携)  
学術集会企画委員会  
学会誌編集委員会  
学術活動推進委員会  
看護の適正評価に関する検討委員会  
広報・学術情報委員会  
教育委員会  
組織委員会  
将来構想委員会

### 2) 部会の設置

#### (1) グッドプラクティス集積・分析・表彰事業の開始に向けた検討部会（仮）

将来構想委員会の下に部会を設置し、理事会の諮問を受けて、グッドプラクティスを集積する事業の体制について、グッドプラクティス集積データの参照や学術的分析を可能とする仕組みについて、グッドプラクティス表彰制度について検討する。また、グッドプラクティスの集積やデータベースの運用、表彰事業を担う常設委員会の設置について検討する。

## VI. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 1. 「2018 年度報告書」の提案

#### 1) 理事組織における総務会の編成

理事長への照会や早急に対応が必要なことがらが増えており、また、理事会の運営を牽引する必要がある。

- ・ 現行の副理事長と会計担当理事の兼任を解き、副理事長は理事長を補佐する。
- ・ 理事長、副理事長、庶務担当理事、会計担当理事で構成する総務会（担当理事は副理事長）を設け、理事会の運営を牽引する。
- ・ 総務会で検討し、コンサルタントに確認の上、理事会に諮る。

#### 2) 事務局組織の整備

会員の増大により学会活動に関する事務局作業が増えている。また、教育機関の人員削減や臨床の看護管理者の役割増大の影響で、役員や委員会委員が学会活動に従事することが困難になることが考えられる。

- ・ 専任事務職員の増員など事務局体制を強化し、各学会活動の負担を軽減する。
- ・ 委員会活動の庶務・会計業務を学会事務局で担うなど、委員会庶務・会計を担う若手研究者の負担軽減と業績となるよう考慮する。

### 3) 会員管理

会員増によりよりの確で円滑な会員管理が求められる。

- ・ 8月から 12月まで理事会がないことにより、入会承認が得られず学会誌投稿が遅れるなどの問題が生じ得るため、入会承認を早める方策が必要
- ・ 会員登録の際に、職位、最終学歴・学位、研究分野、看護管理の専門分野なども登録することにより、査読者を選定する際の基準の一つとなることや、プロジェクトメンバー選考の資料にもなることが期待される

### 4) 会計

会員の増大に伴い学会の保有財産は増加しており、学会の将来構想に照らして会員ニーズに応える事業を行うための財務基盤を確立する必要がある。

### 5) 役員・理事の選出

利益相反の観点から、同一組織からの役員数の上限などについて検討する必要がある。

### 6) 委員会組織編成

学会の将来構想に伴い、委員会組織の統廃合を含めた再編成を行い、効率的・効果的・有機的な学会運営を行うことを提言する。事業の再構成案を以下の通り提案する。

- 看護管理学の発展に資する取り組み
- 看護管理学の教育に関する取り組み
- 看護管理実践の質向上に関する取り組み
- 政策に関する取り組み
- 情報発信の推進
- 安定的な学会運営

政策に関する委員会を新設し看護の適性評価に関する委員会の機能を含めること、国際（グローバル化）に関する委員会を新設することも提案する。

### 7) 連携（他学会・団体・大学院等）

他団体等からの協力依頼などに応じて、理事会での審議を行っているが、今後さらに学際的な連携、各職能団体との連携、看護管理学および関連分野の大学院との連携が必要である。また、看護施策に関連して、ロビー活動含め、行政との連携を密にしていく必要がある。

### 8) 将来構想委員会について

定期的に評価する仕組みが必要である。常設は不要だが、構想を見直す時期を設定してはどうか（5年ごとに2年間開催するなど）。

## 2. 取り組みの進捗状況・現状

安定した学会運営、会員管理により、2024年7月31日時点で正会員6,268人と会員は年々増加している。会員が増え、学術集会の規模も大きくなったことで、2024年度予算では経常収益1億8千万円、経常費用1億7千万円、正味財産期末残高2億8千万円まで増大している。このように、学会としての事業規模は大きくなっているが、学会事務所の事務職員は1人体制が続いている。

委員会活動については、看護の適性評価に関する委員会が委員会規程改定により幅広く政策に関して取り組むことが可能になるなど、将来構想に沿った活動が進められている。しかし、役員の交代や新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、2018年度将来構想報告書の提言に従った委員会の再編成は実施されず、取り組みが進まなかった提言もある。厚生労働省医政局看護課から委託された研修事業や研修ガイドライン作成事業は、事業を担当する専門委員会を設置することで、役員交代の影響を受けずに事業を遂行できた。

### 3. 課題

- 役員が2年の任期で事業を継続・推進するために、役員交代時には将来構想と照らしながら事業と課題を引き継ぐ必要がある。また、社会の動向に照らしながら、理事会において委員会の改廃や役割の見直しを行う必要がある。
- 理事が委員会委員長として事業を展開する仕組みでは、現在の理事数のまま事業を拡大することは困難である。また、2年という任期で一定の成果を挙げることが困難な事業も多い。理事の任期の影響を受けず、会員の力を活かして事業を拡大・展開できるよう、課題に応じて、委員会の下に部会を設置することが有効だと思われる。
- 事業規模が拡大してきており、今後も安定的に学会を運営し、事業の推進を可能とするために、学会資産の運用や学会事務所の事務局機能を強化することが望まれる。
- 会員の財産を守り、事務職員が交代しても安定的に適正な会計執行・財産管理ができる体制が求められる。
- 会員や社会からの信頼を守り、責任ある学会運営を行うために、学会として法令遵守・コンプライアンス体制の強化に取り組む必要がある。

### 4. 将来構想（2030年度）

- 1) 理事会のガバナンスの下で、委員会の役割の明確化、部会の設置により、会員参加を促しながら事業を推進・拡大できる体制を構築する
- 2) 安定的な学会運営と事業推進を可能とするために、収支バランスを勘案しながら事務職員を増員し事務局機能を強化する
- 3) 学会の財産管理体制の強化を図る
- 4) 学会の法務・コンプライアンス体制を強化する
- 5) 情報発信・パブリックリレーションおよび会員管理を最適化する

### 5. 将来構想に向けて必要な取り組み

#### 1) 事業を推進する体制の構築

理事会のガバナンス体制を強化し、現在の理事数で効果的に事業を推進・拡大できる体制を構築する。

#### (1) 将来構想に向けた継続的な取り組み

- ・ 役員交代時には、将来構想を踏まえて理事会・各委員会の課題を引き継ぎ、理事会において、役員任期中の各事業の目標設定や各委員会の分担

について協議する。

- ・ 理事会では、年度ごとに各事業の目標到達度を評価し、次年度の目標設定・計画に反映する。
- ・ 必要に応じて、事業を推進するための部会を設置する。

**(2) 理事会の方針に基づく委員会の運営**

- ・ 各委員会は、将来構想を踏まえて各年度の目標を設定し、理事会に報告する。また、年度末に到達度を評価し、理事会に報告する。
- ・ 各委員会は、必要に応じて、事業を効果的に遂行するための部会を設置する。
- ・ 社会の動向を踏まえて、理事会で委員会の改廃を審議する。

**(3) 部会の設置**

- ・ 理事会の審議を経て、必要に応じて委員会の下に部会を円滑に設置および改廃できるよう、部会の設置、運営に関する基本ルールを定める。

**(4) メール審議の仕組みの検討**

- ・ 理事会の開催回数は限られるため、メールによる審議について、開催要件や議題の検討を行う。

**2) 安定的な学会運営、事業推進のための事務所体制の強化**

学会の安定的な運営と事業推進可能とするために、複数の事務職員を安定的に雇用し、事務局機能を強化する。

- ・ 事務職員の採用・定着促進により複数名による事務職員体制を構築する。
- ・ 事務局機能を強化し、複数名の事務職員が円滑に業務を遂行できるよう、業務マニュアルを整備し、業務のプロセスや手順を明文化するとともに、役割分担を明確化する。
- ・ 事務職員の増員に応じて、委員会等の各事業の事務局機能を事務職員が担う体制に移行する。
- ・ 事務職員の人事労務管理体制を整備する。

**3) 学会の財産管理体制の強化**

会員の財産を守り、事務職員が交代しても安定的に適正な会計執行・財産管理ができる体制を整備する。

- ・ 公認会計士による会計監査を導入する。
- ・ より安全な財産管理の仕組みを構築する。

**4) 学会資産の安全な運用に関する検討**

学会の資産を安全に運用する方策を検討する。

**5) 学会の法務・コンプライアンス体制の強化**

会員や社会からの信頼を守り、責任ある学会運営を行うために、学会として法令遵守・コンプライアンス体制の強化に取り組む。

- ・ 弁護士と法律顧問契約を締結し、規則類や学会運営、事務所体制など学

会の諸活動について、法的な助言を受けられる体制とする。

- ・ 学会役員や社員、会員、職員に対してコンプライアンス強化に向けた啓発活動を行う。

#### 6) 情報発信・パブリックリレーションおよび会員管理の最適化

社会と学会、および、会員同士をつなぐための取り組みを強化する。また、会員にとっての利便性を向上させる。

- ・ 会員同士が情報を発信・共有できる場を拡充させ、会員ページに研究参加者募集や共同研究者募集、看護管理学に関連する教員公募情報を掲載するなどの取り組みを行う。
- ・ 会員の学会事業への参加機会を増やすとともに、他団体（日本医療安全調査機構等）からの要請に迅速に対応するため、情報の利活用を前提に会員情報にスキルや関心領域の登録を可能とする。
- ・ 会員総会のより効率的かつ効果的な方法を検討する。

### 6. 担当理事・委員会等

#### 1) 役員

理事長  
副理事長（会計）  
庶務担当理事（会員管理・庶務）  
理事  
監事

#### 2) 委員会等

組織委員会  
選挙管理委員会  
広報・学術活動推進委員会  
将来構想委員会

#### 3) 部会の設置

##### (1) 部会の設置運営要綱の策定に関する申し合わせの策定

組織委員会により、今後、各委員会の下に必要な応じて部会を設置し、効果的に運営、改廃するための部会設置運営要綱に関する基本ルールを策定する。

一般社団法人 日本看護管理学会  
2023 年度～2025 年度 将来構想委員会  
委員長 武村 雪絵  
委員 磯部 環  
川添 高志  
河野 秀一  
小池 智子  
島田 陽子